議 長 日程第6「承認第5号専決処分の承認を求めることについて(令和元年度松 田町一般会計補正予算(第4号))」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 承認第5号専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1 項の規定により、令和元年度松田町一般会計補正予算(第4号)を別紙のとお り専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。 令和元年10月21日提出、松田町長 本山博幸。よろしくお願い申し上げます。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

政 策 推 進 課 長 それでは、承認第 5 号専決処分の承認を求めることについて(令和元年度松 田町一般会計補正予算(第 4 号))でございます。

10月の12日の夜、松田町に直撃した台風19号に伴う災害復旧対応につきましては、町民生活の基盤となる道路や農道、水道施設等の整備、また土砂撤去作業などインフラ機能の回復について、迅速かつ確実な執行に向けて早急に行う必要があり、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和元年10月13日付で松田町一般会計補正予算(第4号)を専決処分により補正を行いましたので、本臨時会に報告させていただき、承認を求めるものでございます。

それでは、補正予算の歳出になります。6ページ、7ページでございます。 款、農林水産業費、項、農業費、目、農業振興費の節、需用費、修繕料50万円 でございます。主な修繕につきましては、河内林道土砂撤去や中央農道の土砂 撤去ほかに伴う経費となります。

次に、工事請負費につきましては、一般農林道、水路等補修工事80万円でございます。主なものにつきましては、弥勒寺下平農道や町屋用水取水口の補修工事でございます。

次に、款、土木費、項、道路橋梁費、目、道路維持費の節、需用費の修繕料 10万円でございます。こちらにつきましては、町道寄11号線の路面補修でございます。

続きまして、工事請負費につきましては、生活道路補修工事及び町道維持補 修工事として340万円を補正するものでございます。主なものにつきましては、 中津川堤防道路復旧工事ほかになります。

次に、款、土木費、項、河川費、目、河川総務費の需用費、修繕料50万円で ございます。主なものにつきましては、旗矢沢水路補修や寄虫沢地内の水路し ゅんせつほかに伴う修繕でございます。

続きまして、工事請負費の河川維持補修工事につきましては170万円で、主なものにつきましては、かなん沢土砂しゅんせつ工事や常光沢土砂しゅんせつ 工事ほかに伴うものでございます。

予備費につきましては、予算額5,415万6,000円に対し、700万円の減額となるものでございます。

今回の補正につきましては、台風の翌日に確認できた被害の中で、特に緊急性と判断をし、第1段階の復旧対応として、10月13日付で専決処分を行ったものでございます。この台風19号の被害状況につきましては、現在においても町全域で調査を実施しております。まだ復旧していない緊急性の高い箇所もございますので、一日も早い復旧を目指して、迅速に機能回復を進めるための予算化を図ってまいりたいというふうに考えております。その節にはですね、また議会のほうに議案等を上程させていただきますので、よろしくお願いします。

以上、専決処分の承認を求めることについて、よろしくお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

10番 齋 藤 災害で大変なことが起きたということで、全国的にはそうだと思います。こ の町も、職員の方が休みにもかかわらず出たというお話も聞いて、本当に御苦 労さまです。

その中でですね、ちょっとわからないんですけれど、国がいろんなこういうものに対してお金を出そうとかって、いろいろやってると思いますけど、これらはそれぞれの款とかにまとめて、各項目ごとになるんですけど。そういったときに、国が…ちょっとわからないんですけど、お金を例えば出してくれるような方向性になったときに、災害対策費とかそういったものの名目でまとめておかなくても大丈夫なのかどうか。そこだけちょっと気になったもので、お願いします。

政 策 推 進 課 長 まずですね、県のほうがですね、災害救助法の適用ということで、神奈川県

のほうがですね、9市7町1村ということで、近隣では山北町、大井町、松田町というふうなことで指定を受けてございます。こちらにつきましては、多数の方がですね、生命または身体に危険を受け、また受けるおそれがあるということで適用されているものでございます。

主な支援としましては、これは避難所の設置あるいは飲料水の供給、また被 災者の救出等々に伴う支援ということで、普通税収収入のおおむね2%以下の 場合については2分の1というような規定で基づいて、今進めているところで ございます。

またですね、これ難しい状況ではあるんですけども、激甚災害制度という指定がございます。こちらにつきましてはですね、地方財政の負担を緩和し、被災者に対する特別な助成として、いわゆる国からですね、おおむね補助金…事業に伴う補助金が6から8割程度が得るということなので、こちらにつきましてはですね、今さまざまな調査、被害状況を確認をし、国・県のほうに調査の報告をさせていただいて、指定に向けて要望してるという状況でございます。

またですね、特別交付税という制度がございます。交付税の約4%、全体の4%。そこにつきましても、今回の災害等を県のほうが調査をしてますので、そちら対応できるような形を、予算の枠もございますので、申請を上げているということで、今、町としては進めている状況でございます。以上です。

10番 齋 藤 わかりました。いち早く、困っている人に対応していただければと思います ので、よろしくお願いいたします。終わります。

議 長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。質疑を打ち切ります。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

## (「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。承認第5号専決処分の承認を求めることについて(令和元年度松田町一般会計補正予算(第4

号)) について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。 全員賛成であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。